

令和 6 年度第 9 回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和 6 年 12 月 10 日（火） 開会 9:00～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

（1）出席委員 11 名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
安部 慈人	花田 三枝	神谷 義幸
桃川 公治	大村 武彦	

（2）欠席委員 1 名

門司 雅門

（3）出席農地利用最適化推進委員 3 名

亀石 正史	岩崎 友久	高崎 和己
-------	-------	-------

4. 委員会に附した議案

議案第 26 号 農地法第 5 条の許可申請について

議案第 27 号 農地の一時利用について

議案第 28 号 農地利用集積計画（所有権の移転）について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第9回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は内浦が1件、元松原が1件、黒山が1件、山田が1件で、内浦・黒山・山田が5条の転用申請、元松原は国による農地の一時利用です。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、5番の安部委員、6番の花田委員よりしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、この件は1～3番まであります。それで1～3番まで一括説明した後、各番号順に採決とりたいと思いますのでよろしくお願い致します。それでは事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による転用申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のアの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和6年12月10日提出、岡垣町農業委員会会長俵口和義。

今回3件の申請が出されており、1件目から説明致します。2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は2筆です。場所は内浦542、543です。地目はどちらも田、面積は542番が1,809㎡のうち459㎡、543番が1,053㎡のうち539㎡、区分はどちらも農振白地、権利の内容は賃借権の設定で、転用目的は駐車場です。位置図を4ページに載せています。場所は、内浦のクラフトビールの工場の南側の隣地です。

付近の航空写真を5ページに載せています。6ページをご覧ください。造成後の駐車場の利用図を載せております。クラフトビールの工場の前を通る国道495号線から出入りし、隣接するクラフトビールの工場への業者のトラック等の出入りも可能とする駐車場として利用する駐車場とする計画です。こちら造成にあたり多少盛土が行われますが、隣接する水路に向かっては土留めが行われる予定です。また、国道側の出入り口が面する箇所については、農業用水路がありますが、橋をかけ、水路は申請者の責任で詰まり等が起こらないように管理を行うとのことです。雨水は6ページ計画図・7ページ断面図に記載のとおりクラフトビールの工場側及び国道側にそれぞれ位置する水路に排水する計画となっております。

それでは別紙でお配りしております許可基準表をご覧ください。1. 立地基準については、農

用地、第1種農地、第3種農地以外の農地のため、第2種農地となります。続いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の親族の土地であり、相続関係図から相続権を有する者全員の記名があることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と、水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。なお、水利関係についてですが、道路から駐車場への進入用の橋下の水路の確保、水路詰まりなどの障害物の撤去、現在ある水路の現状通りの維持を条件に承諾書が提出されています。1件目の説明については以上のため、続いて、2件目の説明に移ります。

議案2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は山田899-4、地目は畑、面積は214㎡、区分はどちらも農振白地、権利の内容は所有権の移転で、転用目的は自己用住宅の建築です。位置図を8ページに載せています。場所は、県道岡垣宗像線の山田のコミバスの停留所から少し北に向かい、左手に家が並んでいるところの1筆だけ残っている箇所です。

付近の航空写真を9ページに載せています。10ページをご覧ください。申請地とその隣接地に平屋建て住宅が建築される計画です。雨水は計画図にピンク色で示したとおり、県道沿いの既存側溝に排水する計画となっており、汚水は黄緑色で示したとおり下水道に排水します。上水道については、図面で確認ができなかったため事務局にて聞き取りを行ったところ、付近にきている本管から県道沿いに配管を延長を行うとのことで、上下水道課に確認したところ町指定業者に発注することの指導を行っているとのことでした。11ページに建物平面図・立面図・断面図、12ページに建物平面図の詳細、13ページに建物立面図の詳細を載せています。

それでは別紙でお配りしております、許可基準表をご覧ください。1.立地基準については、第3種農地となります。続いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と住宅ローンの審査結果から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認済みです。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため、○としています。5、農地以外の土地の利用見込みは、登記簿から申請人の所有であること、隣接地の売買契約も結ばれているため○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と、水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。2件目の説明については以上のため、続いて、3件目の説明に移ります。

議案 3 ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 5 筆です。場所は黒山 1048、1049、1050-1、1051-1、1051-2、地目は全て畑、面積はそれぞれ記載のとおり、区分は全て農振白地、権利の内容は賃借権の設定で、転用目的は陸砂採取です。位置図を 14 ページに載せています。場所は、西黒山交差点の北側の住宅の裏手の一帯です。付近の航空写真を 15 ページに載せています。16 ページをご覧ください。申請地とその隣接地にて陸砂採取を行い、隣接地との間には保安距離を 2m 以上設ける計画です。すみません、ページが飛びますが、20 ページをご覧ください。隣接地との間にはトタンの壁を設置し、周辺に影響のないように作業を行うとのことです。計画地の陸砂採取時および埋め戻し計画の断面図を 17 ページから 19 ページに載せています。埋め戻しの際には、他の農地から採取した耕作に適した土で埋め戻しを行うとのことです。21 ページをご覧ください。雨水の排水については、計画地に傾斜がついているため、記載の方向に排水を行うとのことです。それでは別紙でお配りしております、許可基準表をご覧ください。1. 立地基準については、農用地、第 1 種農地、第 3 種農地以外のため第 2 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認済みです。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため、○としています。5、農地以外の土地の利用見込みは、登記簿から申請人の所有であること、隣接地の賃貸借契約も結ばれているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と、水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。9、一時転用である場合の原状回復の確実性については、提出された作付計画書から、一時転用後に野菜の作付けの計画が確認できていることから○としています。説明については以上となります。

議長 はい、それでは議案第 26 号の 1 番について、私は当該委員で先月末内浦区の農事組合長さん、副組合長さん、司法書士の方と打ち合わせを致しました。説明があった通り用水路の上を橋が掛かるという事でそれによっておこる損害については全てクラフトビール工場側が処理をするという形で持って行っています。その他に問題はないと思われましたのでよろしくお願いします。その件について何かご意見、ご質問等ありましたら。

安部委員 スロープは、幅は 6m ということで。

安部委員 6m で、材質はいわゆるコンクリートです。

事務局 材質については確認できていないです。

安部委員 ここは大型車とかは通るのか。

事務局 通ると聞いています。

安部委員 まあ、会長の説明では水路自体に支障をきたさないようにという事で言われてたので。495 から橋を掛けるわけでしょ。

事務局 ちょっと今確認したところ、150 厚の土間コンクリートと記載があります。橋の部分については材質は不明です。ただ駐車場から工場のほうに上がる分については土間コンクリートのみ記載があります。

議長 水路に障害があった場合は、ここの責任において処理してもらうということはちゃんと水利承諾書に条件付き承諾という事で明記されましたので、それは間違いありません。

安部委員 了解しました。

議長 他に何かございますか。

山田委員 賃貸契約なんですけれど、地目はそのまま残るわけですか。

事務局 地目は変わります。変える予定です。

山田委員 クラフト会社が事業をやめた場合、元に戻す場合はどんな条件になるんですか。

事務局 もう農地ではないので、駐車場として残る形になります。

山田委員 所有者はそれを分かってるんですか。

事務局 一応売買でない理由も伺ったんですが、ただ農地に復旧するという事はないです。

議長 高倉のナフコみたいな感じで。他に何か。よろしいですか。ないようでしたら採決とりたいと思います。許可相当と思われる方挙手をお願いいたします。はい、全員賛成ということで。それでは続きまして議案第26号の2番について当該委員さん何かありましたら。

田中委員 これ、山田の生産組合長の秋武さんとお話しして問題ないという事を聞きました。

会長 他に何か質問等ございましたら。

神谷委員 文化財の発掘してたんだが、そこら辺の絡みはうちとは関係ないわけですか？ また別の部分で。今回のこの土地の部分には関係ない？

事務局 はい。関係ないです。

会長 よろしいでしょうか。他に何かございましたら。ないようでしたら採決とりたいと思います。許可相当と思われる方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で。それでは第26号の3番について。

事務局 採決の前に3番については岩崎委員が当事者でございますので、一旦、ご退出いただきまして、採決後に戻ってきていただくという形を取りたいと思います。

(岩崎委員 退出)

会長 それでは第26号の3番について当該委員さん何かご意見がございましたら。

廣渡委員 別に問題はないと思います。

会長 その他何か意見・質問等がございましたら。

安部委員 参考までにm³数をもう一度お願いします。

事務局 搬出する土量としては16,504.7 m³となっております。

会長 よろしいですか。それではその他何かございましたら。ないでしょうか、それでは採決撮りたいと思います。許可相当と思われる方、挙手をお願いします。ありがとうございます、全員賛成という事で。

(岩崎委員 着席)

会長 それでは続きまして、議案第27号農地の一時利用について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは22ページをご覧ください。議案第27号、農地の一時利用について。農地法施行規則第25条に規定される国による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和6年12月10日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。
23ページをご覧ください。今回、福岡森林管理署から1件、届出されています。対象地は3筆です。対象となる土地は吉木 2599-1、2620、2621、地目は全て畑、面積はそれぞれ記載の

通り、区分は全て農振白地、所有者と耕作者はそれぞれ記載のとおりです。利用目的は作業車進入路兼伐採木の仮置き場で、利用期間は令和6年12月15日から令和7年2月28日です。位置図を24ページに載せています。場所は国道495号を芦屋町方面から波津方面に向かい進み、ちゃんぽんの松露の手前の道を右に入り、緩いカーブになっている角のあたりです。計画図を25ページに載せています。黄色で色塗りをしている箇所が一時利用の届出箇所となります。26ページに伐採する樹木の箇所と申請地の位置図を載せています。隣接する国有林から越境した樹木の伐採作業に係る作業車の進入路と伐採木の仮置き場として利用し、現時点では特に敷き鉄板等を行う予定はないが、必要に応じて行うとのことでした。説明については以上です。

議長 はい、ただいま議案第27号について事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問等ありましたら。

廣渡委員 今何も敷かないという話だったが、もしこれ入りきらなくて敷く場合はどうするの？ また再度申請するわけ？ その場で埋め立てとか何とか許可するわけ？

事務局 埋め立てとかはしないのであくまでこの㎡数を作業車の進入路と伐採木の仮置き場として利用しますという事なので、特に再度提出を求めるとかは致しません。

廣渡委員 そしたら結局これで許可貰っていても、許可以外の事をしてもいいってこと？

事務局 いえ、あくまで許可を行うのは、そこの農地の面積を作業に入る進入路と伐採木仮置き場として使う事を許可しますよというだけなので、じゃあ敷き鉄板がないから駄目ですとかそこまでは特にしないです。

廣渡委員 だからね、敷かなきゃいけなくなったからといってする場合でもしなくていいわけ？

事務局 実は、一時利用は本来許可は不要となっているんですよ。届出なので、あくまで意見を。

事務局 農業委員会のほうで『しなさい』という意見で出していただいた方がいいかもしれませんね。もしするならですね。

事務局 例えばですが、作業完了後にすぐに耕作できる状態に戻すために敷き鉄板等で養生を行う事、といった意見は付けることが出来ます。

廣渡委員 高所作業車をそのまま置いて作業できるのかなと思ってね。

事務局 そういうご意見という事で、それを条件というか。

事務局 元々の届け出があった時点でも一応そういう方法で養生とかしませんかという確認等はしているので、『しなさい』というのであれば意見として付けられます。

会長 再度確認ですが、国の一時利用届は提出だけで許可は必要ないという事ですね。

事務局 そうです、あくまで届け出になるのです。

会長 ではこの件に関しましては皆さんから意見として提出できるように、最後復帰を完全にしなさいという形でよろしいですか？
この件に関しては採決が使えませんのでよろしいでしょうか。

全員 はい。

会長 それでは続きまして議案２８号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局 桃川委員が当事者となりますので、一旦ご退出いただきます。

（ 桃川委員 退出 ）

事務局 議案２７ページをご覧ください。議案第２８号農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法改正附則第５条に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、審議及び決定を求める。令和６年１２月１０日提出。岡垣町農業委員会会長、俵口和義。
こちらは機構の売買事業を活用したもので、１０月の定例総会の際に審議していただいた出し手から機構に買い入れを行う案件の、機構から買い手へ売り渡すものとなっています。２８ページに当該箇所的位置を示しています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第２８号について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。

（ 桃川委員 着席 ）

会長 それでは続きましてその他について、事務局お願いします。

【その他の項】

1. 今後の日程について

○福岡県農業会議北九州支部と北九州農業協同組合幹部との意見交換会

- ・ 日 時：令和6年12月19日（木） 17時
- ・ 参集範囲：会長、事務局長

○福岡県農業委員会研修大会

- ・ 日 時：令和7年1月28日（火） 13時～15時30分
- ・ 場 所：福岡国際会議場 3階 メインホール
- ・ 参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員

2. 地域計画について

○公表までの予定

- ・ 令和6年12月 地域計画の素案の作成
- ・ 令和7年1月 地域計画の素案の加除・修正
- ・ 令和7年2月 関係者への意見聴取及び縦覧
- ・ 令和7年3月 策定・公告

3. 次回の日程について

- ・ 日 時：1月10日（金） 午前9時30分から
- ・ 場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第9回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
